

番号	1)
項目	【安全な道路の通行のために】 港区から大正区にかけての国道43号の公害をなくす本格的な対策に取り組む。阪神高速道路西大阪線（北津守～安治川）を無料にすること。
(回答) 大阪市では、自動車交通環境対策について、電気自動車やハイブリッド自動車などの電動車をはじめとする次世代自動車の普及促進を進めています。 さらに国において自動車等の排気ガス対策として、大気汚染防止法による自動車等単体の排出ガス低減対策の推進及び自動車 NOx・PM 法によるディーゼル自動車等から排出される窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）の抑制を図ることを目的とし、車種規制（NOx・PM の基準を満たさない車は、猶予期間後の車検が通らない）が行われております。 また、道路管理者等との連携により、交差点改良などの局地対策を進めてきました。 国道43号、阪神高速道路西大阪線における環境対策として、これまで道路管理者において低騒音舗装の整備や遮音壁の設置、光触媒の塗布などを行ってきております。 渋滞を解消するため、これまで道路管理者である国及び阪神高速道路と大阪市が連携して市岡元町3丁目交差点における右折レーンの設置や、安治川大橋南行きランプの拡幅、弁天町駅前交差点におけるUターンレーンの設置など、環境改善に向けて継続した取り組みを行ってきております。 一方、西大阪線の無料化につきましては、現行制度においては、高速道路（道路ネットワーク）の整備を借入金等で建設し、その費用を阪神高速道路利用者全体の料金で償還する制度で整備を行っており、西大阪線を無料化する場合は減収分を補てんするため、他の路線の利用者の負担を増加させることなどが必要となり、大きな課題であると考えております。 今後の沿道環境の改善に向けた取り組みにつきましては、道路管理者である国や阪神高速道路株式会社など関係機関に働きかけながら進めてまいります。	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課 自動車排ガス対策グループ 電話：06-6615-7965 計画調整局 計画部 都市計画課 電話：06-6208-7848

番号	2)
項目	【安全な道路の通行のために】 すでに決まっている弁天町交差点のエレベーター工事の着工を急ぐこと。
(回答) 現在、国道43号弁天地下道を所管する国土交通省において、エレベーター工事が進められております。	
担当	港区役所 総務課 公民地域連携グループ 電話：06-6576-9907

番号	3)
項目	【安全な道路の通行のために】 JR 弁天町駅北口から国道43号を跨ぐ通路の自転車通行路を、車椅子や障害児用バギーが通行できるものに改善すること。
(回答) JR 弁天町駅北口から国道43号を跨ぐ通路は国土交通省が所管しています。同省によると、施設の構造上、ご指摘の改善は非常に困難な状況であると聞いています。	
担当	港区役所 総務課 公民地域連携グループ 電話：06-6576-9907

番号	4)
項目	【安全な道路の通行のために】 弁天1丁目西側歩道（コーナン前から NTT 前にかけて）と市岡2丁目1番地先から2番、3番地先（関西スーパー前）にある電柱を移設、歩道の整備など、安心して通行できるようにすること。
（回答） 本市では、「大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」及び「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき道路の整備に努めております。 ご要望の「弁天1丁目西側歩道（コーナン前からNTT前にかけて）」の道路につきまして、現況の歩道幅員は、両側2m、車道幅員6m、全幅10mの対面通行となっております。 その歩道内にある電柱部分を除くと有効幅員は1mとなっており、車いすが通行できる最小幅員を確保できている状況です。 また、「市岡2丁目1番地先から2番、3番地先（関西スーパー前）」の道路につきまして、現況の道路幅員は、7.3mの歩道の無い対面通行となっております。 冒頭の基準では、歩道設置に必要な幅員は片側2m以上と対面通行の車道幅員6mを確保する必要があり、現況道路に歩道を両側に設置した場合は、車道幅員は、3.3m以下、片側に設置した場合は、5.3m以下となり、歩道整備は困難な状況ですが、令和2年度に車道外側線およびグリーンラインを設置し交通安全対策を行いました。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 電話：06-6615-6782 建設局 西部方面管理事務所 市岡工営所 電話：06-6576-0761

番号	5)
項目	【安全な道路の通行のために】 弁天・磯路地域の大店舗敷地内に駐輪場の設置と整理・管理を求める。 特にドンキ周辺の歩道はドンキ駐輪場になってしまっていて無法状態。通行の障害になり衝突転倒事故の危険がある。公共の歩道を特定の企業のために使うことが許されるのかと批判が上がっている。
(回答) 店舗等の集客施設を利用する目的で集まる自転車に必要な自転車駐車場に関しましては、平成22年に制定・施行した「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」において、自転車等の駐車需要を生じさせる集客施設側で自転車駐車場の設置を努めるよう求めています。 特に、大量の自転車の駐車需要を生じさせる一定規模以上の集客施設等に対しては、条例の施行後に新築や増築等をする際に、自転車駐車場の設置を義務付けております。 また、現地での違法駐輪対策につきましては、放置禁止区域(即時の撤去区域)ではないため、即時撤去ができず、店舗利用客に対して自転車駐車場への案内や整理を実施するよう店側に対しての指導を行うとともに、長期放置自転車用の撤去予告のエフを貼付し、貼付後 1 週間以上放置されている自転車の撤去を計画的に行っております。 なお、撤去にあたり、店舗前に駐輪されている自転車に対して撤去予告のエフを貼付するものの、店舗利用客による駐輪がほとんどであるため、放置されたままで撤去対象となる自転車は、数台のみという状況です。 今後とも長期放置の自転車の撤去を実施するとともに、粘り強く、店側に対して、利用客への自転車駐車場への案内や整理を実施するよう指導いたします。	
担当	建設局 企画部 方面調整課(自転車施策担当) 電話:06-6615-6811 建設局 西部方面管理事務所 市岡工営所 電話:06-6576-0761

番号	6)		
項目	【安全な道路の通行のために】 市岡の尻無川沿い側道の歩道を、段差解消など整備をすること。		
(回答) 本市では、「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「歩道における段差及び勾配等に関する基準」に基づき、歩行者横断部分の段差は2cmを標準として整備を行っております。 なお、ご要望の路線につきましては、現在水道局による本管入替工事が実施されておりますので、工事完了後の舗装復旧に際しては、上記基準を超える段差等につきまして、是正を行うよう指導いたします。			
担当	建設局	道路河川部	道路課
	建設局	西部方面管理事務所	市岡工営所
			電話：06-6615-6782
			電話：06-6576-0761

番号	7)
項目	【安全な道路の通行のために】 市岡2丁目14番地先と市岡1丁目21番地先の間の交差点両側に横断歩道を付けること。
(回答) 大阪市の所管事項ではございません。 港警察署に移ちようします。	
担当	港区役所 総務課（総合政策グループ） 電話：06-6576-9683

番号	8)
項目	【安全な道路の通行のために】 国道４３号とみなと通りの交差点にある「市岡元町３」信号の４３号を渡る信号（東西方向）と、４３号沿い繁栄商店街入口前にある「市岡元町３南」信号（東西方向）の青信号時間を移動弱者が安全に渡りきれるよう１０秒程度長くすること。
(回答) 大阪市の所管事項ではございません。 港警察署に移ちようします。	
担当	港区役所 総務課（総合政策グループ） 電話：06-6576-9683

番号	9)
項目	【安全な道路の通行のために】 千舟橋北側歩道橋(通称夕焼け橋)の傾斜を緩やかにし、自転車や車椅子でも安全に通行出来るよう改善すること。 港区のホームページでは、築港・天保山エリアの課題の一つは「街の衰退が進んでいる」と認定。それを改善するには築港地域への往来を弱者にもしやすくする必要がある(ゆうやけ橋と千舟橋の接続部分からJAF 横の港晴西第2駐車場へ降りてJAFを迂回するルートを作ってはどうか)。 また、港晴地域から静波橋へのアプローチを直線的にすること。
(回答) ① 千舟橋北側歩道橋(通称夕焼け橋)の傾斜について ご要望にあります夕焼け橋につきましては、最大縦断勾配が8%であり、これは「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」における「地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合」の歩道等の勾配8%を満たしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 ② JAF を迂回するルートについて ご提案にあります JAF 横を迂回するルートの整備につきましては、歩道整備に必要な用地の確保が困難であるため、整備は難しい状況です。 ③ 静波橋へのアプローチについて ご提案にあります港晴地域から静波橋への直線的なアプローチ整備につきましては、北側及び南側近傍に動線が確保されておりますので、そちらをご利用いただきますようお願いいたします。	
担当	① について 建設局 道路河川部 橋梁課 電話:06-6615-6818 ②③について 建設局 道路河川部 道路課 電話:06-6615-6782

番号	9)
項目	【安全な道路の通行のために】 千舟橋北側歩道橋(通称夕焼け橋)の傾斜を緩やかにし、自転車や車椅子でも安全に通行出来るよう改善すること。 <u>港区のホームページでは、築港・天保山エリアの課題の一つは「街の衰退が進んでいる」と認定。それを改善するには築港地域への往来を弱者にもしやすくする必要がある(ゆうやけ橋と千舟橋の接続部分からJAF 横の港晴西第2駐車場へ降りてJAFを迂回するルートを作ってはどうか)。</u> また、港晴地域から静波橋へのアプローチを直線的にすること。
	(回答) *下線部分 築港・天保山エリアを活性化するには、エリア内外の回遊性(人の流れ)を高める必要があると考えており、様々なご見解やご意見があるかと存じますが、移動の態様やニーズを踏まえて、地域や関係局との意見交換を踏まえて、実現可能性や費用対効果など、様々な観点から総合的に判断してまいらなければならないと存じます。
担当	港区役所 総務課 公民地域連携グループ 電話：06-6576-9907

番号	10)
項目	【安全な道路の通行のために】 築港交差点からコーシャハイツ前の道路には大型車が頻繁に通り騒音、排ガス、交通障害は我慢の限界を超えているため大型車通行禁止にするなど適切な措置をとること。
	(回答) 大型車通行禁止の交通規制については、所轄警察に御相談いただきますようお願いいたします。 要望・提案書に記載の築港交差点から南側に通じている道路で測定を行ったものではありませんが、参考としてみなと通りの騒音測定値及び近傍の排ガス測定局の数値をお示しさせていただきます。 自動車騒音について、みなと通りで令和3年度に港区田中3丁目で測定した結果、昼間62dB、夜間58dBと幹線道路に近接する空間における環境基準の値とされる昼間70dB、夜間65dBを下回っておりました。 また、排気ガスについて、港区の最寄りの測定局は、出来島小学校局（西淀川区）、此花区役所局の2つの測定局になりますが、両測定局とも令和3年度に測定した結果、二酸化窒素（NO₂）は出来島小学校局0.043ppm、此花区役所局0.038ppmで環境基準「0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下」を下回っており、浮遊粒子状物質（SPM）は出来島小学校局0.033mg/m³、此花区役所局0.032mg/m³で環境基準「0.10mg/m³を超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しない場合」を下回っており、大気汚染防止法の環境基準をそれぞれ達成しています。
担当	環境局 環境管理部 環境管理課 交通騒音振動対策グループ 電話：06-6615-7941 環境局 環境管理部 環境管理課 自動車排ガス対策グループ 電話：06-6615-7965

番号	11)
項目	【安全な道路の通行のために】 道路の白線が消えかかっているところは速やかにひき直しすること。
(回答) 本市では、道路の白線などの区画線の劣化につきましては、道路を維持管理している工営所による日常的な巡視点検や、市民の皆様からいただきました通報等により、状況の詳細把握に努めております。 その結果、補修が必要と判断した箇所につきましては、交通安全上の緊急度や舗装補修の予定などを総合的に判断して優先順位を定め、順次更新工事を実施しております。 また、横断歩道や黄色のセンターライン等の交通規制に関する路面標示につきましては公安委員会が管轄していますので、所轄の警察署へ情報提供いたします。	
担当	建設局 道路河川部 道路課(道路維持担当) 電話:06-6615-6801

番号	12)
項目	【築港地域の医療水準をまもるために】 大阪みなと中央病院は弁天町交差点付近に移転したことで空白となった築港地域の住民に医療機会を保障するために早急な対策を講じること。 港区策定の「築港まちづくり計画」の進捗状況を明らかにし、過去10年間の港区と築港地区の年代別人口の推移を示すこと。 また、みなと中央病院跡地の利用について、「住宅用途を主目的とする条件を付して売却していただく旨、独立行政法人地域医療推進機構に了解していただいております」との同意を得ているということだが、その実現性の有無と、実現性が無い場合、大阪市はどのような対応を考えているのか。築港のまちづくりに、みなと中央病院跡地利用の果たす役割は最も大きいと考えられるので、回答を求める
(回答) 築港地域の医療機会の確保については、今後も独立行政法人地域医療推進機構に対して有効な方策がないか協議してまいりたいと存じますが、基本的には医院が進出するためには、将来に向けた居住人口の回復が重要であり、より多くの人を引き付けることのできるまちとすることが重要と考えています。 築港エリアでは別紙に示すとおり人口減少が進んでおり、住む人、働く人、訪れる人を増やして地域の活力を取り戻すことが必要です。このため、港区では築港・天保山まちづくり計画（令和3年度からは港区エリア別活性化プランに統合）に沿って、築港地域の魅力創造と発信に取り組んできました。公民地域連携の考え方に沿って、天保山まつりなど魅力的なイベントにより区内はもとより区外の方にも地域の魅力を感じていただく取り組みを続けてきたほか、海とまちをつなぐエリアの特性をまちづくりに生かす試みとして、舟運やシェアサイクルなどを通じて、築港エリアを始めとした区内に人の流れを呼び込む試みや民間事業者と連携した空飛ぶ車の社会実験など先進的な活動を通じて築港の魅力を発信する試みを実施してきました。 これらの取組によって、一朝一夕に人口の増加につながることは難しいことも事実ですが、地域の生活環境、教育環境の向上や地域コミュニティの振興といった区役所本来の地道な取り組みとともに、この地域に行けば、この地域に住めば、楽しいこと、新しいこと、素晴らしいことに出会えるという期待をもっといただけるような取り組みも重要と考えており、引き続き様々な観点から計画の推進に尽力してまいりたいと存じます。 次に、みなと中央病院の跡地については、独立行政法人地域医療推進機構に了解いただいているとおり、住宅を主目的として活用されるよう、引き続き同機構に積極的に働きかけてまいります。	
担当	港区役所 総務課 公民地域連携グループ 電話：06-6576-9907

番号	13)		
項目	【災害対策の整備について】 予想される南海トラフ巨大地震に備え、尻無川・安治川・三十間堀川・天保山運河の防潮堤の耐震補強工事を急いで完成する。また、津波・高潮対策を整えること。		
(回答) 防潮堤等の耐震対策工事については、平成 25 年 8 月に大阪府から公表された南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水想定をもとに、府・市の港湾・河川部局が連携し、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間で完了させることを目標に進めています。 大阪港における防潮堤の必要対策延長は 9.2 km（令和 3 年度末）ですが、港区内の防潮堤については、計画どおり令和 5 年度末に完了の見込です。 また津波・高潮対策として、大阪港では防潮扉等を港湾防災センターで 24 時間監視し、災害が想定される場合は、市職員、水防団員及び地元企業が連携し閉鎖を行うこととしています。 高潮の際には、大阪港に台風が来襲するまでに、対象となる防潮扉等の閉鎖を行います。また、津波の際には、大阪港に津波が達するとされている約 2 時間以内にすべての防潮扉等を閉鎖できる体制を整えています。さらに、津波・高潮などの非常時に備えて、防潮扉の閉鎖が、迅速かつ正確に行えるよう、訓練を実施しています。			
担当	大阪港湾局	計画整備部	計画課
	大阪港湾局	計画整備部	海務課（防災保安）
			電話：06-6615-7777
			電話：06-6572-2691

番号	14)
項目	【災害対策の整備について】 全校下に、津波・高潮時の避難場所の指定と確保を急ぐこと。また、指定されている津波避難ビルの夜間、休日にも対応できるようにすること。 前回の市の説明では「民間施設の夜間対応は困難であるが、…受け入れ施設をふやしていく」であったがその取り組みの進捗状況を示すこと。
	(回答) 港区の津波避難ビルの確保状況は、昼間、夜間、土日のいずれにおいても、港区全体では概ね200%以上を確保しています。 ただし、確保状況は、地域に偏りがあることから、より身近な場所で避難が可能となるよう継続的に津波避難ビルの確保に努めているところです。 なお、津波避難ビルの確保の進捗状況は、95か所（平成29年9月1日現在）から113か所（令和4年12月1日現在）となっています。
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 安全・安心グループ 電話：06-6576-9881

番号	15)
項目	【災害対策の整備について】 町の公衆電話が少なくなっている。災害時のライフライン確保のためにも公衆電話の増設が必要。撤去された公衆電話の台数などを調査し、十分な数を設置するようNTTに要請すること。
(回答) 大阪市の所管事項ではございません。 総務省近畿管区行政評価局に移ちようします。	
担当	港区役所 総務課（総合政策グループ） 電話：06-6576-9683

番号	16)
項目	【市民の足を確保する交通網へ】 <u>地下鉄弁天町駅・朝潮橋駅・大阪港駅</u>および JR 弁天町駅にホームドアを早急につくる。 運賃値上げは行わないこと。
(回答) 大阪市の所管事項ではございません。 下線部については、大阪市都市交通局より大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に移ちょうします。	
担当	港区役所 総務課（総合政策グループ） 電話：06-6576-9683

番号	17)
項目	【市民の足を確保する交通網へ】 弁天町駅正面入り口とタクシー乗り場側の階段に手すりがなく危険なので、手すりを付けること。
(回答) 大阪市の所管事項ではございません。	
担当	港区役所 総務課（総合政策グループ） 電話：06-6576-9683

番号	18)
項目	【市民の足を確保する交通網へ】 また、JR 弁天町駅の改修計画があれば明らかにすること。計画の中に北口の閉鎖があるのであれば変更すること。地域住民・移動弱者に利用しやすくすること。
(回答) 出入り口の閉鎖などについては、民間事業者である JR 西日本の運営・経営に関わる事項であることから、本市としてお答えすることはできません。 駅舎の改修については、JR 西日本では、2025 年の万博開催に向けて弁天町駅の改良工事を実施します。公表されている情報では、現在の南口改札と北口改札の間に改札口を新たに設置すること、段差なくフラットに移動できる地下鉄との連絡通路を大阪メトロと整備すること、エレベーターやエスカレーターの整備などによるバリアフリーの向上が計画されています。	
担当	港区役所 総務課 公民地域連携グループ 電話：06-6576-9907

番号	19)
項目	【市民の足を確保する交通網へ】 赤バス（港ループ）を復活すること。
（回答） 港区では、赤バス廃止により生じる交通空白地域への対策として、平成 25 年 4 月 1 日より平成 26 年 3 月 31 日まで「港区ループバス」を運行しました。引き続き平成 26 年 4 月 1 日からは、交通局において「バス事業民営化基本プラン（案）」で示された「バス路線の再構築」の考え方に沿って、全市的なバス路線・サービスについて見直しが実施され、当区においては「弁天町バスターミナル」から「朝潮橋駅・池島・八幡屋エリア」を往復する市バス 44 号系統が運行されていました。その後、平成 26 年 9 月 21 日に 44 号系統と 84 号系統を統合し、現在では「なんば」から「朝潮橋駅・池島・八幡屋エリア」を往復するルートとして運行されております。 そのため、路線の再構築後におきましても、バスと鉄道を合わせまして区内をほぼ公共交通ネットワークでカバーできており、全体として必要なバスサービスについては確保されているものと考えております。	
担当	港区役所 総務課 公民地域連携グループ 電話：06-6576-9907

番号	20)
項目	【市民の足を確保する交通網へ】 バス停を変更する時は、使用者にわかりやすく明示する。バス停に雨よけやベンチをつけること。 弁天町のバス停は東方向行きと西方向行きが同じバス停になっていて紛らわしく、間違っ て乗ってしまう人が出ている。通勤時は昇降客が多く混雑するのでバス停を二か所に分け ること。
(回答) 大阪市の所管事項ではございません。 大阪市都市交通局より大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に移ちようします。	
担当	港区役所 総務課（総合政策グループ） 電話：06-6576-9683

番号	2 1)				
項目	【公営住宅の確保・住環境について】 進行中の「大阪市営住宅ストック総合活用計画」で進められている市営住宅の建て替えは予定通り行い、建設戸数を増やす。建て替えのない中層住宅では高齢化が進み階段の昇降が困難である。エレベーターの設置など住環境の向上を図る。家賃は据え置くこと。建て替え移転後の跡地は民間に払い下げではなく、住民の要望に沿って活用すること。				
(回答) 建替事業については、令和3年3月に策定した「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、従前居住世帯数に限定した建替えを計画的に進めているところです。 また、長期活用可能な住宅につきましては、耐震改修や全面的改善、エレベーター単独設置等により有効活用を図っています。 公営住宅の家賃については、公営住宅法等の規定により決定されていますが、公営住宅建替事業の施行に伴い建替え後の住宅の家賃が建替え前の住宅の家賃よりも上昇する場合は、当該上昇分を毎年度6分の1ずつとなるように負担調整（激変緩和）措置を5年間講じております。 建替事業の推進にあたって、土地の高度利用を図ることにより生み出した余剰地については、これまでも、道路や公園、保育所など、地域に必要となる施設の整備に活用するとともに、民間活力も活かしながら、コミュニティミックスに資する良質な民間住宅や生活利便施設等の導入を図っているところです。 引き続き、地域のまちづくりを担う区役所と連携し、地域のまちづくりニーズに的確に対応できるよう、市営住宅の有効活用を進めてまいります。					
担当	都市整備局	住宅部	建設課	建設設計グループ	電話：06-6208-9243
	都市整備局	住宅部	建設課	建替改善グループ	電話：06-6208-9251
	都市整備局	住宅部	建設課	団地再生グループ	電話：06-6208-8424

番号	22)
項目	【公営住宅の確保・住環境について】 市営住宅においては高齢化が進み、自治会役員の成り手が居なくなり地域社会が成り立たなくなっている。若い世代も入居できるよう対策を講じること。
(回答) 本市では、市営住宅に活力ある若い世代の入居を進めコミュニティの活性化を目的として、市営住宅の募集において、新婚・子育て世帯向けの募集枠の拡充や、みなし特定公共賃貸住宅制度を活用した中堅層向け住宅の募集を実施しております。 また、子育て世帯にかかる入居資格について、平成 29（2017）年度よりその対象となる子どもの年齢要件を「高等学校修了前とされる年齢（18 歳まで）」に拡充しております。 さらに、平成 29 年度より随時募集の一部の住宅に限定して単身で居住され日常生活ができる方であれば、60 歳未満の単身者の申込みを可能としております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課（入居契約担当） 電話：06-6208-9264

番号	23)
項目	【公営住宅の確保・住環境について】 近年、市営住宅には日本語が通じない住民が増えているが文化や生活習慣の違いから、度々、他の住民との間でトラブルが起こっている。入居時の説明納得を徹底し、トラブル発生時は管理センターが入り積極的に解決に努めること。
(回答) 日本語が通じない入居者の場合は、各住宅管理センターにおいて「住まいのしおり」の英語版や中国語版をお渡しし、入居の際に知っていただきたいことや、守っていただきたいことを丁寧に説明しております。今後も分かりやすい説明を心がけるよう、各住宅管理センターに対して指導を行ってまいります。 また、大阪市では入居者が共同生活のルールを守って快適な生活を送っていただくため、迷惑行為への対応策を定めており、入居者からの相談等があれば、管轄の住宅管理センターにて詳しく状況を聞き、適切に対応しております。さらに、ペット飼育や騒音などにより保管義務違反や迷惑行為に該当すると判明した場合は、調査の上、是正指導や警告を行い、改善されない場合は、住宅の明け渡しを求めるといった法的措置をとることとしております。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課（管理担当） 電話：06-6208-9261 都市整備局 住宅部 管理課（入居契約担当） 電話：06-6208-9264

番号	24)
項目	【跡地の活用について】 <u>臨港線の跡地は、緑地公園（遊歩道）、小規模家庭菜園などに活用するよう市が確保すること。</u> また市岡4丁目の抽水場跡地は、市営住宅、公園など住民の要望にそって活用すること。
(回答) *下線部分 J R 大阪臨港線は境川信号所から浪速貨物駅を結ぶ延長約 2.3km の貨物専用線でしたが、平成 18 年 4 月に廃止されました。 その後、地域からの要望も踏まえ、地域分断の解消などを目的として道路の改良などを行ってきたところです。 なお、跡地は J R 貨物（日本貨物鉄道株式会社）と J R 西日本（西日本旅客鉄道株式会社）の所有地であり、本市が取得して活用する予定はございませんが、地域の意見を踏まえつつ、跡地利用の検討がなされるよう、引き続き土地所有者に働きかけて参ります。	
担当	港区役所 総務課（総合政策・公民地域連携グループ） 電話：06-6576-9913 計画調整局 開発調整部 開発計画課 電話：06-6208-7829

番号	24)		
項目	【跡地の活用について】 臨港線の跡地は、緑地公園(遊歩道)、小規模家庭菜園などに活用するよう市が確保すること。 また市岡4丁目の抽水場跡地は、市営住宅、公園など住民の要望にそって活用すること。		
(回答) * 下線部分 当該用地については、現在、大阪市の市岡自転車保管所として活用しております。 市岡自転車保管所は、毎月約 1,000 台の放置自転車が搬入されており、市内 17 カ所設置しております自転車保管所の中でも、キタエリアなど市内中心駅付近の放置自転車を保管する主要な自転車保管所となっており、引き続き、自転車保管所として活用する予定です。			
担当	建設局 下水道部 調整課 建設局 企画部 方面調整課(自転車対策担当)		電話:06-6615-7590 電話:06-6615-6683

番号	25)
項目	【跡地の活用について】 市岡商業高校跡地は区民の安全と福祉のための共同の土地として活用すること。 津波・高潮の避難施設、子育てや青少年の活動、高齢者の憩いの場など、区民のねがいを広く集めて有効活用を図ること。
(回答) 市岡商業高校跡地については、民間等への売却により活用を進めていく方針です。 売却にあたっては、できるだけ港区民に資するような形で売却ができるよう、関係局とも連携して検討を進めています。 なお、大阪・関西万博開催の時期を踏まえて売却してまいりたいと考えていますが、その間には、万博の機運醸成とともに、区民の方々に集まって楽しんでもいただけるようなイベントなどで活用していく予定です。	
担当	港区役所 総務課 公民地域連携グループ 電話：06-6576-9907

番号	26)
項目	【跡地の活用について】 三十間堀入堀部の埋め立てによる土地利用の計画作成に際しては公園や小規模家庭菜園等、地域住民の意見を取り入れて計画すること。
(回答) 三十間堀入堀部の有効利用に向けては、大阪港湾局と連携して、埋め立てによる土地利用を推進します。 このためには、地域の方々の意見のほか、事業者の開発ニーズを踏まえる必要があり、現在同局と検討を進めています。 港区としては、エリア別活性化プランに沿って、子育て層を含めた居住人口の増加につながるような活用がなされることをめざしています。	
担当	港区役所 総務課 公民地域連携グループ 電話：06-6576-9907

番号	27)
項目	【高齢者、障害者対応について】 高齢者、障害者など移動弱者が、安心して散歩や買い物、病院などに休みながらいけるように歩道にベンチを設置すること。
(回答) 歩道幅員に余裕があり、設置スペースの確保できる道路については、道路構造令上ベンチを設置し、市民の皆様が休息できる施設を設置することは可能です。 しかし、市内全域では限られた道路幅員で道路整備を行っているため、歩道等においてベンチを設置することで、歩行者の歩行空間が狭くなり、歩行者の安全かつ円滑な交通の確保が出来なくなることもあるため、道路の状況を見ながら判断しております。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 電話:06-6615-6782

番号	28)
項目	【高齢者、障害者対応について】 高齢化・独居世帯が増加するなかで、行政として孤立死、孤独死防止への対策をとること。
(回答) 港区では、平成 25 年度より、身近なところでの相談、見守り活動、緊急時の一時的な援助等を行う地域見守りコーディネーターを各小学校下に配置し、関係機関と連携しながら個別相談や住民同士の助け合いをサポートするとともに、要援護者の見守りを行う事業者を発掘する「地域福祉サポート事業」を実施しています。当事業において、コーディネーターが、個別の相談対応や住民間の支えあいでも解決可能な生活ニーズに対応するためのマッチングを行うことにより、支援を要する家庭の様々な生活課題を把握することができます。さらに、本人同意により得た要援護者の情報を関係団体と共有するとともに、地域で見守りを行う事業者を積極的に募り、見守り協力事業者を増やすことで見守り体制の更なる強化を図っています。	
担当	港区役所 保健福祉課・福祉グループ 電話：06-6576-9857

番号	29)
項目	【公園・施設の拡充を】 <u>青少年や子どもたちが気軽に使える施設やグラウンドをふやす。</u>文化、学習、ボランティアの活動など、誰もが廉価で使える施設をつくること。
(回答) *下線部分 本市では、公園の新設や再整備の際には、多くの皆様に利用いただくために、子ども向けの遊具広場や多目的に利用できる広場をつくるなど、スポーツをはじめとして様々な利用に対応できる公園づくりに努めております。	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話:06-6615-6864

番号	29)
項目	【公園・施設の拡充を】 青少年や子どもたちが気軽に使える施設やグラウンドをふやす。<u>文化、学習、ボランティアの活動など、誰もが廉価で使える施設をつくること。</u>
(回答) *下線部分 港区役所では、「港地区復興土地区画整理事業」の事業完了を記念して、広く区民に役立ち、今後の港区のまちづくりに貢献する公共施設「(仮称)区画整理記念・交流会館(以下(仮)交流会館)」を令和5年度の完成、令和6年春のオープンをめざして整備しています。 (仮)交流会館は、現在の区民センター、老人福祉センター、子ども・子育てプラザ、港図書館の機能を相乗的に発揮させ、幅広い世代の活動や交流を促進する施設として、区民の活動情報等のプラットフォームとしての機能、オープンな多目的スペース、講座や教室、ミニコンサートや作品展示などの活動の発表の場等を設ける予定です。	
担当	港区役所 総務課(総合政策グループ) 電話：06-6576-9208

番号	30)
項目	【公園・施設の拡充を】 公園に高齢者用の運動器具を増設すること。
(回答) 高齢者によく利用されている健康遊具は、高齢者はもとより年齢を問わず誰もが自分の体力に合わせてストレッチや筋力アップなどを手軽に行えることから健康維持や健康増進への効果が期待されており、自分の時間や体力などに合わせて気軽に運動ができるように、公園の利用状況や安全に遊具をご利用いただく空間を考慮した上で設置しております。	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話:06-6615-6864

番号	3 1)		
項目	【公園・施設の拡充を】 公園のトイレは男女を別にし、整備・清潔保持に努め、おむつ交換台や荷物置台の設置をすること。		
(回答) 公園のトイレは来園者が公園を快適に利用するための便益施設ですが、臭いなどの衛生面や、いたずらによる施設破損、防犯面などの課題があり、トイレの設置につきましては、遠方からの長時間利用者が見込まれる公園において設置する方針としております。また、トイレを整備する際には、出入口付近に男女別の標示をすることとしております。 おむつ交換台や荷物置台につきましては、上記の課題があることから、現在のところ設置する予定はございません。 トイレの清掃につきましては、原則、週2回の清掃を行い、市民の方が快適に利用できるよう清潔の保持に努めております。			
担当	建設局 公園緑化部 調整課(企画運営担当) 電話:06-6615-6746		
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話:06-6615-6864		

番号	32)
項目	【教育関係について】 他区同様、学校選択制の導入が一因で学校の規模格差が生じ、市立学校活性化条例で示す適正規模を下回る学校（築港、港晴、八幡屋、池島）がいくつも生じている。それを理由とした統廃合を進めないこと。小学校は地域コミュニティの基礎であり、災害時の避難所として重要な役割がある。
(回答) 大阪市立学校活性化条例第16条では「小学校の学級数の規模を適正規模にするよう努めなければならない」ことが、また同条第2項では「適正規模は、学級数が12から24までであること」が、さらに第4項では「今後も適正規模となる見込みがないと認めるものについて、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画※を策定しなければならない」ことが規定されています。 いただいたご要望・ご提案のとおり、八幡屋小、築港小、港晴小、池島小は、上記計画の策定が必要な対象校になっています。 なお、学校選択制により通学区域外の小学校を選択されることもあります。上記4校において適正規模を下回っている直接の原因は、学校選択制ではなく通学区域内の児童数そのものが少なくなっていることが主な原因です。 一般的に小規模校においては「教育活動の幅が狭くなる」、「互いに切磋琢磨する機会が少なくなる」また「クラス替えができないので人間関係が固定化する」などの教育環境に関する課題があります。 全国的な少子化傾向の中、上記4校の通学区域では児童数の減少が顕著であることから、こうした教育環境の改善を図っていく必要があると考えています。 また、同条例で定める「児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図る」ためには、統合又は通学区域の変更を基本とした計画の策定が必要であると考えています。 その計画策定の過程においては地域コミュニティや防災拠点の機能維持なども含めて、地域のご意見もお聞きしながら検討を進めてまいります。 ※ 学校再編備計画	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 教育・人権啓発グループ 電話：06-6576-9940

番号	33)
項目	【住民の声が届く区役所にするために】 区役所に「なんでもやる課」のような住民の声が届きやすい窓口を作ること。
(回答) 大阪市では、「市民の声」という制度により、市民のみなさまから市政に対するいろいろな声をいただき、本市施策へ反映させ、みなさまに信頼される区政・市政の実現をめざすとともに、いただいたご意見等と本市の回答を紹介することで、市民のみなさまとの情報共有に努めています。 各区役所には広聴担当を設けており、区政・市政に関するご意見・ご要望等は、インターネット、電話、ファックス、投書、来訪、ご意見箱などによりお受けしておりますので、「市民の声」の制度によりご意見等をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。	
担当	港区役所 総務課（総合政策グループ） 電話：06-6576-9683

番号	34)
項目	【廃屋問題】 倒壊や火災の恐れがあるので、廃屋は市が買い上げることを含め、何らかの対策をとること。
(回答) 本市では、廃屋となった家屋等民間の施設を市が買い上げる制度はございません。 放置することが不適切な状態にあると認められる空家等対策業務については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等に適切に家屋を管理していただくよう指導等をしております。具体的には、現地調査を行い、登記簿や住民票や固定資産台帳の情報から所有者の居所を調査し、情報提供、助言、勧告と段階的に指導を強化し、自主的な改善を促します。勧告を受けると固定資産税の住宅用地特例の優遇を受けられなくなります。さらに、命令を履行しないとき、十分でないときで、特に必要であると認められる場合、行政代執行という強制力を伴った是正措置が実施されます。 また、空き家について適切な管理をしていただくよう、区のホームページや広報紙で広報を行うとともに、空き家の利活用を促す補助制度などの情報提供や各種の相談ができる窓口の紹介などを行っています。	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課（安全・安心グループ） 電話：06-6576 - 9743

番号	35)
項目	【選挙ポスター掲示場について】 弁天1, 2, 3丁目の選挙ポスター掲示場は人通りが少なく目立たないところに設置されている。逆に4, 5, 6丁目は全域で一か所しかないので改善を求める。
	(回答) 選挙にかかるポスター掲示場については、各投票区の有権者数により設置数が決まっております。弁天地域については8か所となっていることから、弁天1丁目1か所、弁天2丁目4か所、弁天3丁目2か所 弁天5丁目1か所に設置しております。 まず弁天1, 2, 3丁目については、地域内で均一になるよう、市有地を中心に弁天町駅前及び港区民センター前といった人通りの多い箇所にも設置しております。 一方で、ご指摘のとおり4, 5, 6丁目については弁天東公園の1か所の設置となっております。ポスター掲示場についてはある程度の設置幅が求められるところですが、同地域は住宅地が多く適切な私有地が限られております。引き続き候補となる土地所有者との間で設置協力に向けた協議を進め、地域による偏りがなく設置できるよう努めてまいります。
担当	港区役所 選挙管理委員会事務局 電話：06-6576-9626